

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年7月28日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）
（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は1口当り1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

１円以上１円単位（当初元本１口＝１円）とします。

（７）【申込期間】

2025年7月29日から2026年7月27日まで

＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

取得申込日の翌々営業日までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

※受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

新興国の株式を実質的な主要投資対象^{※1}とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）^{※2}の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

※1 ファンドは、「新興国株式マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
		不動産投信	
追加型	内 外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			
	年2回	日本			日経225
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			T O P I X
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		アフリカ			その他 (MSCI)
		中近東 (中東)			エマージング・ マーケット・ インデックス
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資

信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

のをいう。

- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

〔特殊型〕

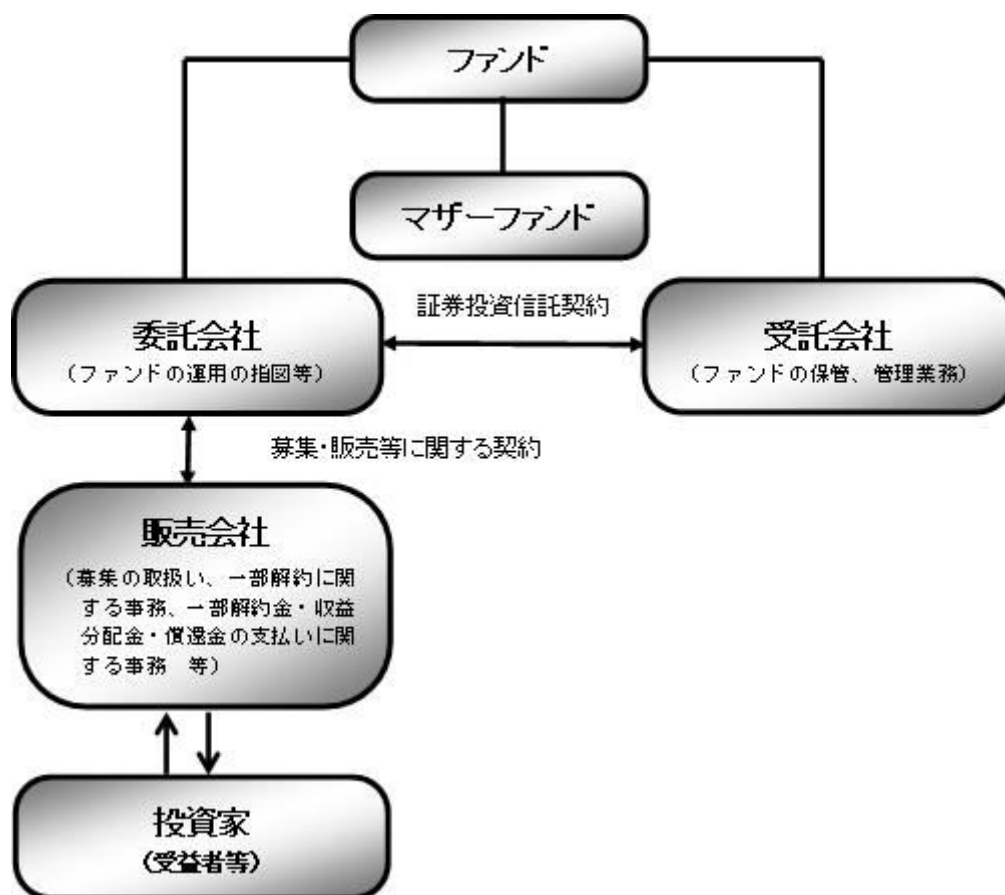
- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2008年7月30日

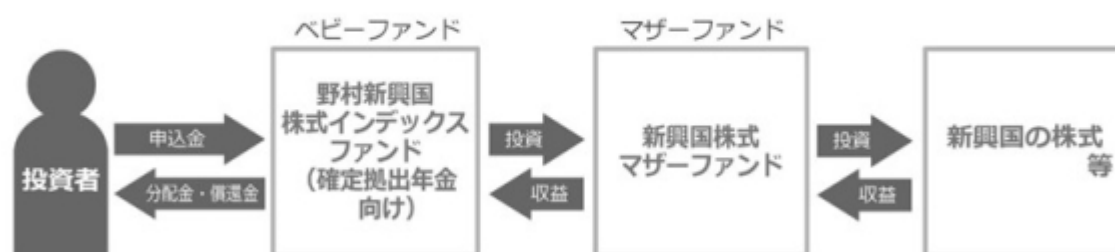
信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）
マザーファンド (親投資信託)	新興国株式マザーファンド
委託会社 (委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社 (受託者)	野村信託銀行株式会社

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2025年6月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

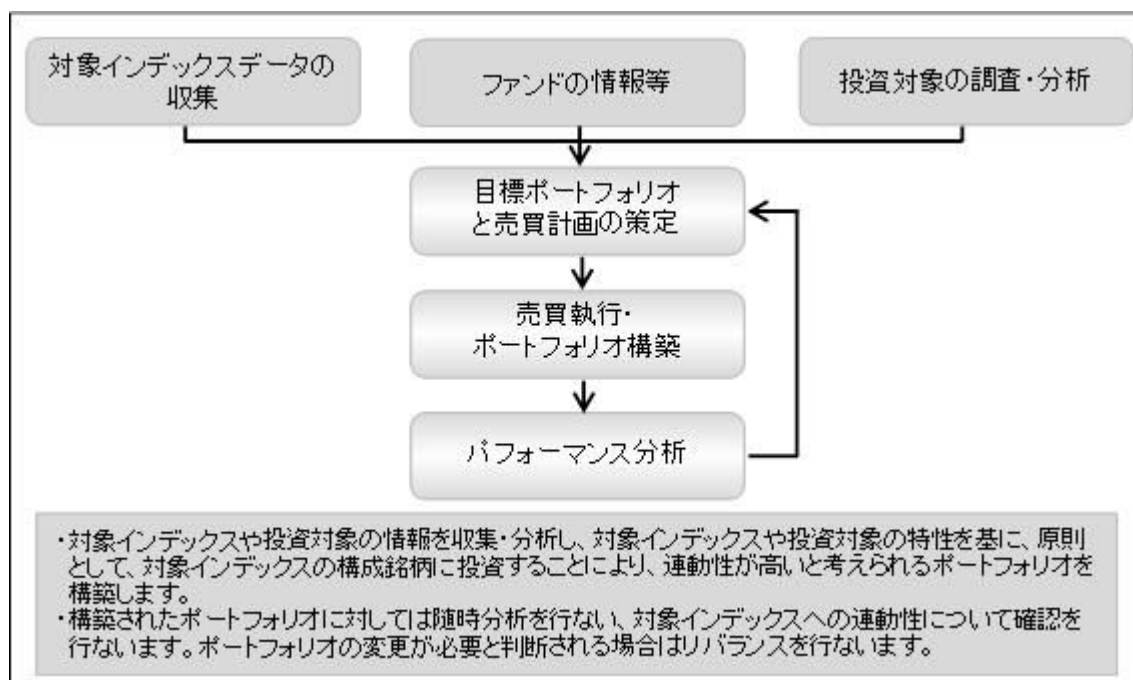
（１）【投資方針】

- [1] MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- [2] 株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。
- [3] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは■

- ◆MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した、新興国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。
- ◆指数の著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■投資プロセス■



＊上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

「MSCI」の著作権等について

MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。本ファンドは、MSCI Inc.、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であることを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

新興国の株式（DR（預託証券）※を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

※Depository Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

ファンドは、親投資信託である「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 ⑫、⑬及び⑯」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたます資産

・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以

外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

3. 直物為替先渡取引[※]

※「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)マザーファンドの概要

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

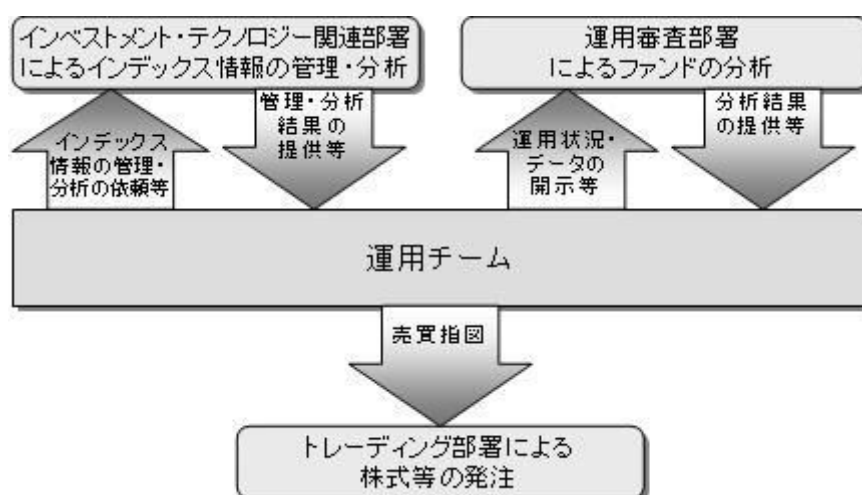
⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の

10%以内とします。

- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

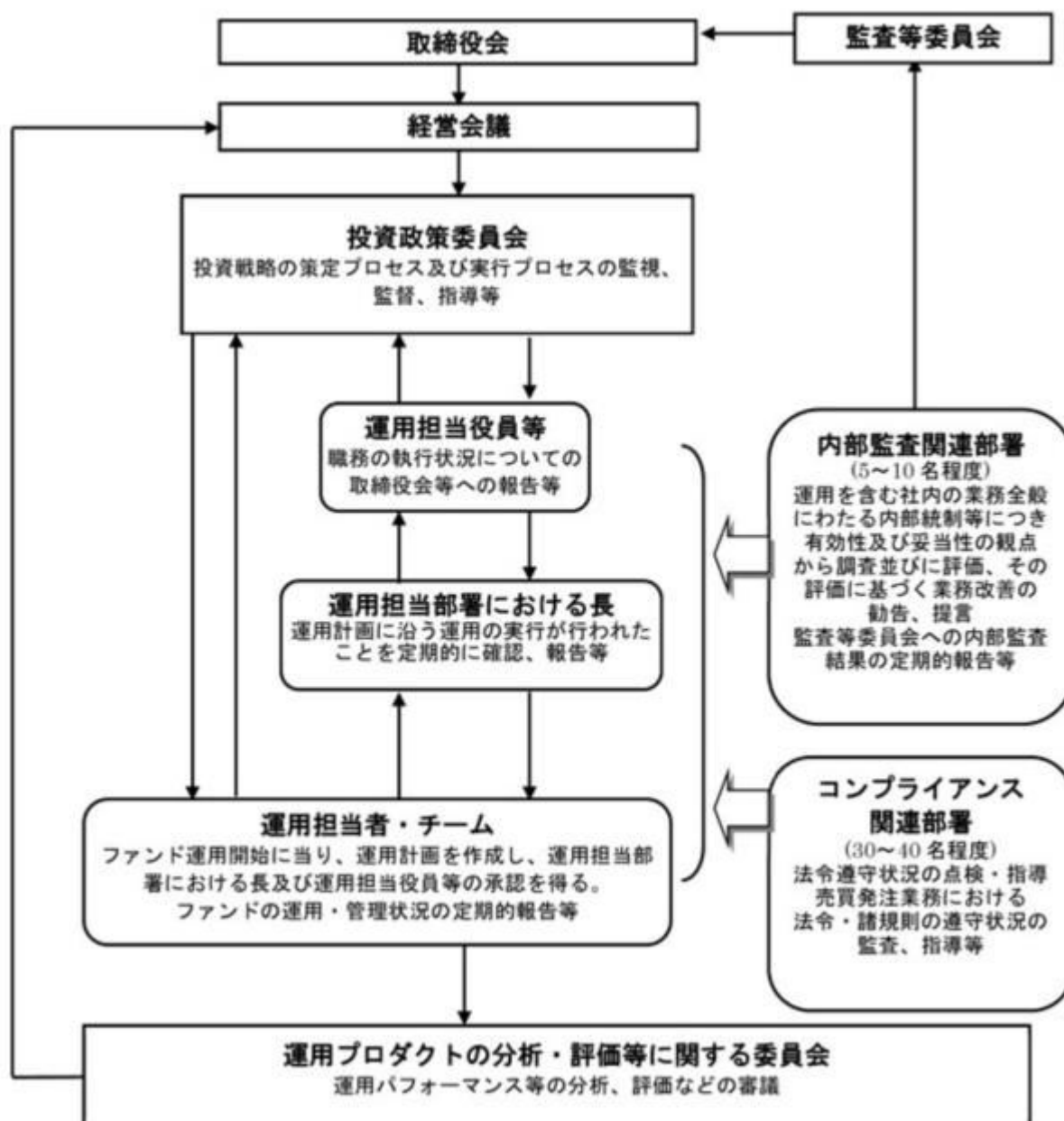
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等

の全額とします。

②収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年5月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

①株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④デリバティブの使用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤外国為替予約取引の指図（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%

以内とします。

⑧同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債[※]への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

⑨投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩投資する株式等の範囲(約款第19条)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑪信用取引の指図範囲(約款第21条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑫先物取引等の運用指図(約款第22条)

(i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をす

ることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iv) 上記(i)の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (v) 委託者は、上記(i)の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑬スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑭有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯直物為替先渡取引の運用指図(約款第29条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑰資金の借入れ(約款第35条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑱前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

⑲同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

＜基準価額の変動要因＞

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産

はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

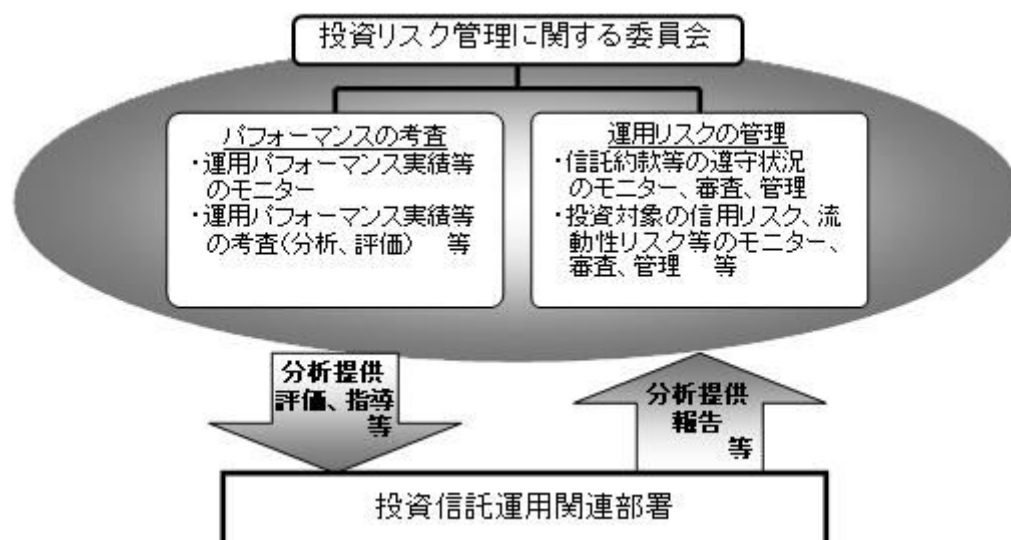
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



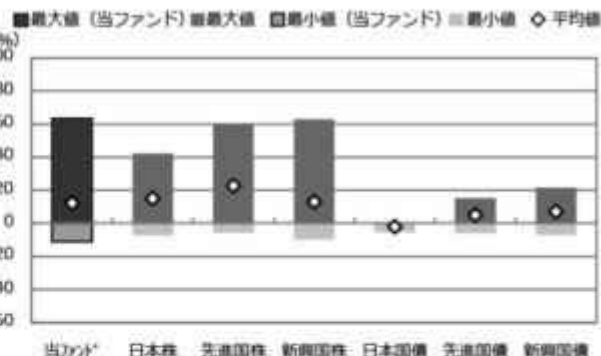
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2020年6月末～2025年5月末：月次）

ファンドの年間総落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの総落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（％）	63.6	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（％）	△ 11.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（％）	12.3	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。
- * 年間総落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の総落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の総落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の総落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」）といひます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といひます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」といひます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」といひます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」といひます）についての勧誘、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPST, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.275%（税抜年0.25%）の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.115%	年0.115%	年0.02%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

◆受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者（法人）の場合の課税の取扱いは以下の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%）の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。

なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■個別元本について■

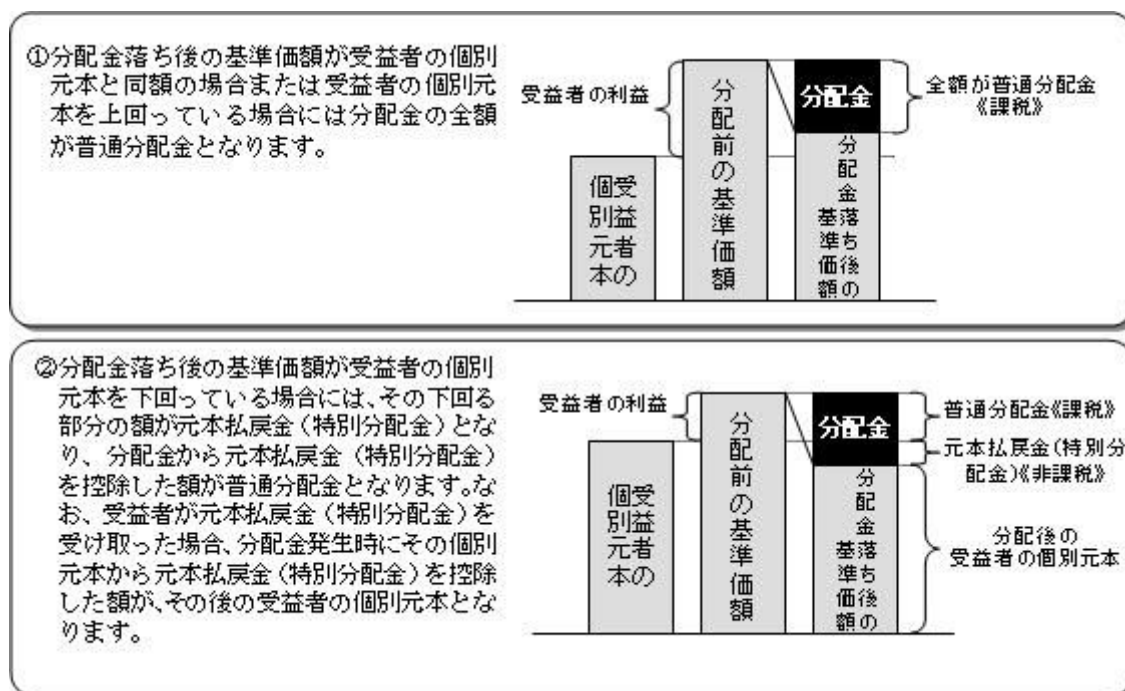
- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

- ◆換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
- なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

- ※ 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 上記は2025年5月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.34	0.28	0.06

（2024年5月11日～2025年5月12日）

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年5月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】**野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）**

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	97,586,746,140	99.98
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	9,819,122	0.01
合計（純資産総額）		97,596,565,262	100.00

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	4,527,793,104	2.81
	メキシコ	3,021,204,118	1.87
	ブラジル	5,907,663,522	3.66
	チリ	326,140,389	0.20
	コロンビア	91,033,076	0.05
	ギリシャ	960,066,433	0.59
	トルコ	788,265,325	0.48
	チェコ	271,381,624	0.16
	ハンガリー	468,336,276	0.29
	ポーランド	1,717,598,856	1.06
	香港	36,757,286,688	22.83
	マレーシア	2,033,898,882	1.26
	タイ	1,664,164,776	1.03
	フィリピン	763,079,748	0.47
	インドネシア	1,990,131,312	1.23
	韓国	14,857,541,194	9.22

	台湾	28,101,496,055	17.45
	インド	28,275,847,749	17.56
	カタール	1,170,514,659	0.72
	エジプト	22,743,383	0.01
	南アフリカ	4,969,744,792	3.08
	アラブ首長国連邦	2,431,363,018	1.51
	クウェート	1,159,413,868	0.72
	サウジアラビア	5,525,315,935	3.43
	小計	147,802,024,782	91.81
新株予約権証券	マレーシア	2,360,488	0.00
投資信託受益証券	アメリカ	5,439,357,989	3.37
投資証券	メキシコ	134,090,118	0.08
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	7,604,758,890	4.72
合計（純資産総額）		160,982,592,267	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	7,100,659,102	4.41
	買建	香港	345,725,358	0.21

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	46,135,942,767	2.0822	96,065,298,915	2.1152	97,586,746,140	99.98

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.98
合 計	99.98

（参考）新興国株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	3,127,000	4,592.78	14,361,624,310	4,679.89	14,634,026,036	9.09
2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	819,700	9,070.96	7,435,469,191	9,362.57	7,674,498,629	4.76
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	8,253,100	657.34	5,425,109,507	659.06	5,439,357,989	3.37
4	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	2,182,780	2,260.27	4,933,689,189	2,165.95	4,727,801,072	2.93

5	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	601,240	5,759.47	3,462,829,755	5,896.10	3,544,977,176	2.20
6	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	718,500	3,212.49	2,308,174,065	3,276.75	2,354,344,875	1.46
7	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	2,174,000	941.84	2,047,578,561	948.17	2,061,338,972	1.28
8	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	773,000	2,341.24	1,809,778,520	2,410.26	1,863,130,980	1.15
9	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	668,400	2,361.13	1,578,179,292	2,476.05	1,654,991,820	1.02
10	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	624,540	2,585.93	1,615,022,967	2,569.43	1,604,714,310	0.99
11	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	12,208,000	121.96	1,488,899,888	128.74	1,571,740,934	0.97
12	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	69,220	19,979.50	1,382,981,682	22,281.20	1,542,304,664	0.95
13	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	88,150	15,775.34	1,390,596,706	14,140.98	1,246,527,590	0.77
14	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,589,649	711.42	1,130,909,999	754.97	1,200,149,387	0.74
15	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	193,538	6,412.47	1,241,056,619	6,097.89	1,180,174,596	0.73
16	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	156,000	7,097.58	1,107,222,480	7,446.04	1,161,582,240	0.72
17	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	426,800	2,562.92	1,093,854,256	2,695.52	1,150,447,936	0.71
18	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	329,500	3,142.28	1,035,381,260	3,168.12	1,043,895,540	0.64
19	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	20,880	41,091.16	857,983,487	42,391.47	885,134,052	0.54
20	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	249,400	3,691.20	920,585,280	3,502.79	873,597,073	0.54
21	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	8,270,000	100.13	828,128,028	104.72	866,045,978	0.53
22	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	221,050	3,002.25	663,649,131	3,671.66	811,622,211	0.50
23	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	8,920,000	82.89	739,439,456	84.91	757,434,664	0.47
24	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	311,567	2,411.70	751,409,249	2,417.21	753,123,491	0.46
25	香港	株式	TRIP.COM GROUP LTD	ホテル・レストラン・レジャー	80,000	8,777.52	702,201,920	9,362.57	749,005,600	0.46
26	サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	石油・ガス・消耗燃料	767,940	961.59	738,445,700	961.25	738,182,325	0.45
27	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	841,000	852.81	717,213,210	850.97	715,670,816	0.44
28	アメリカ	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	403,700	1,845.85	745,170,493	1,725.00	696,383,025	0.43
29	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	113,500	5,848.51	663,805,885	5,946.77	674,958,395	0.41
30	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	銀行	683,990	944.54	646,061,002	951.14	650,572,844	0.40

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.79
		メディア	0.03
		娯楽	0.99
		不動産管理・開発	1.47
		エネルギー設備・サービス	0.08
		石油・ガス・消耗燃料	3.96
		化学	1.19
		建設資材	0.67

容器・包装	0.02
金属・鉱業	3.15
紙製品・林産品	0.08
航空宇宙・防衛	0.81
建設関連製品	0.02
建設・土木	0.53
電気設備	1.02
コングロマリット	0.92
機械	0.74
商社・流通業	0.08
商業サービス・用品	0.03
航空貨物・物流サービス	0.20
旅客航空輸送	0.34
海上運輸	0.37
陸上運輸	0.14
運送インフラ	0.64
自動車用部品	0.53
自動車	3.03
家庭用耐久財	0.35
繊維・アパレル・贅沢品	0.70
ホテル・レストラン・レジャー	2.25
大規模小売り	4.96
専門小売り	0.76
生活必需品流通・小売り	1.11
飲料	0.87
食品	1.25
タバコ	0.33
家庭用品	0.03
パーソナルケア用品	0.52
ヘルスケア機器・用品	0.07
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.56
バイオテクノロジー	0.75
医薬品	1.07
銀行	17.15
金融サービス	0.98
保険	2.77
情報技術サービス	1.88
ソフトウェア	0.15
通信機器	0.21
コンピュータ・周辺機器	5.15
電子装置・機器・部品	1.98
半導体・半導体製造装置	11.78
各種電気通信サービス	1.09
無線通信サービス	1.53
電力	1.11
ガス	0.28
総合公益事業	0.10
水道	0.15

		消費者金融	0.70
		資本市場	0.81
		各種消費者サービス	0.12
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.69
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.43
		その他の業種	0.02
新株予約権証券	—	—	0.00
投資信託受益証券	—	—	3.37
投資証券	—	—	0.08
合 計			95.27

②【投資不動産物件】

野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCIエマージング・マーケット指数先物(2025年06月限)	買建	847	米ドル	48,450,085	6,970,513,656	49,354,690	7,100,659,102	4.41
	香港	香港先物取引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物(2025年06月限)	買建	46	米ドル	2,426,855	349,151,629	2,403,040	345,725,358	0.21

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）

2025年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第8計算期間	(2016年 5月10日)	9,967	9,967	0.9010	0.9010
第9計算期間	(2017年 5月10日)	16,843	16,850	1.1882	1.1887
第10計算期間	(2018年 5月10日)	26,200	26,209	1.3457	1.3462
第11計算期間	(2019年 5月10日)	26,446	26,456	1.2277	1.2282
第12計算期間	(2020年 5月11日)	25,818	25,830	1.0773	1.0778

第13計算期間	(2021年 5月10日)	46,561	46,575	1.6465	1.6470
第14計算期間	(2022年 5月10日)	47,244	47,259	1.5074	1.5079
第15計算期間	(2023年 5月10日)	56,835	56,853	1.5602	1.5607
第16計算期間	(2024年 5月10日)	81,032	81,052	1.9974	1.9979
第17計算期間	(2025年 5月12日)	95,393	95,416	2.0472	2.0477
	2024年 5月末日	82,601	—	2.0002	—
	6月末日	88,323	—	2.1099	—
	7月末日	84,110	—	1.9865	—
	8月末日	82,418	—	1.9320	—
	9月末日	88,936	—	2.0479	—
	10月末日	92,779	—	2.1138	—
	11月末日	88,598	—	1.9870	—
	12月末日	93,352	—	2.0928	—
	2025年 1月末日	92,884	—	2.0675	—
	2月末日	93,245	—	2.0557	—
	3月末日	94,631	—	2.0549	—
	4月末日	89,936	—	1.9404	—
	5月末日	97,596	—	2.0794	—

②【分配の推移】

野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第8計算期間	2015年 5月12日～2016年 5月10日	0.0000円
第9計算期間	2016年 5月11日～2017年 5月10日	0.0005円
第10計算期間	2017年 5月11日～2018年 5月10日	0.0005円
第11計算期間	2018年 5月11日～2019年 5月10日	0.0005円
第12計算期間	2019年 5月11日～2020年 5月11日	0.0005円
第13計算期間	2020年 5月12日～2021年 5月10日	0.0005円
第14計算期間	2021年 5月11日～2022年 5月10日	0.0005円
第15計算期間	2022年 5月11日～2023年 5月10日	0.0005円
第16計算期間	2023年 5月11日～2024年 5月10日	0.0005円
第17計算期間	2024年 5月11日～2025年 5月12日	0.0005円

③【収益率の推移】

野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）

	計算期間	収益率
第8計算期間	2015年 5月12日～2016年 5月10日	△28.8%
第9計算期間	2016年 5月11日～2017年 5月10日	31.9%
第10計算期間	2017年 5月11日～2018年 5月10日	13.3%
第11計算期間	2018年 5月11日～2019年 5月10日	△8.7%
第12計算期間	2019年 5月11日～2020年 5月11日	△12.2%

第13計算期間	2020年 5月12日～2021年 5月10日	52.9%
第14計算期間	2021年 5月11日～2022年 5月10日	△8.4%
第15計算期間	2022年 5月11日～2023年 5月10日	3.5%
第16計算期間	2023年 5月11日～2024年 5月10日	28.1%
第17計算期間	2024年 5月11日～2025年 5月12日	2.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第8計算期間	2015年 5月12日～2016年 5月10日	4,580,372,305	2,868,196,106	11,062,968,606
第9計算期間	2016年 5月11日～2017年 5月10日	6,483,016,318	3,370,816,467	14,175,168,457
第10計算期間	2017年 5月11日～2018年 5月10日	11,346,956,986	6,052,400,769	19,469,724,674
第11計算期間	2018年 5月11日～2019年 5月10日	7,480,660,177	5,409,006,008	21,541,378,843
第12計算期間	2019年 5月11日～2020年 5月11日	9,226,294,069	6,800,722,430	23,966,950,482
第13計算期間	2020年 5月12日～2021年 5月10日	12,420,090,866	8,108,422,786	28,278,618,562
第14計算期間	2021年 5月11日～2022年 5月10日	10,744,227,372	7,680,783,427	31,342,062,507
第15計算期間	2022年 5月11日～2023年 5月10日	10,273,911,756	5,187,401,940	36,428,572,323
第16計算期間	2023年 5月11日～2024年 5月10日	11,994,252,084	7,854,598,061	40,568,226,346
第17計算期間	2024年 5月11日～2025年 5月12日	13,932,590,130	7,904,290,876	46,596,525,600

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

《参考情報》



運用実績（2025年5月30日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

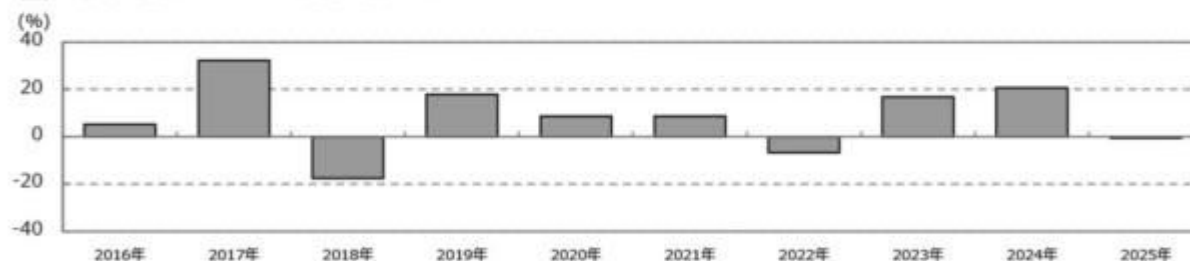
2025年5月	5 円
2024年5月	5 円
2023年5月	5 円
2022年5月	5 円
2021年5月	5 円
設定来累計	55 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	9.1
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.8
3	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	3.4
4	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	2.9
5	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	2.2
6	HDFC BANK LIMITED	銀行	1.5
7	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	1.3
8	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	1.1
9	ICICI BANK LTD	銀行	1.0
10	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	1.0

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件のいずれかに該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則、取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

○申込日当日またはその翌営業日が香港取引決済所の休業日と同日付の場合。

○申込日当日が5月3日の前営業日または前々営業日に該当する場合。

○申込日当日が12月31日の前営業日または前々営業日に該当する場合。

(4)販売単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

(5)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6)申込代金の支払い

取得申込日の翌々営業日までに申込金額を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

(8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額

一部解約申込日の翌営業日の基準価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して8営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しな

い場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付け
たものとしします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 [※] の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2008年7月30日設定)。

（４）【計算期間】

原則として、毎年5月11日から翌年5月10日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受

託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

- (ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- (i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとしします。
- (ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行な

う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

(i)委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間(2024年5月11日から2025年5月12日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期 (2024年 5月10日現在)	第17期 (2025年 5月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	456,377,957	518,527,859
親投資信託受益証券	81,024,056,688	95,384,219,683
未収入金	20,284,113	95,626,012
未収利息	1,026	6,935
流動資産合計	81,500,719,784	95,998,380,489
資産合計	81,500,719,784	95,998,380,489
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	20,284,113	23,298,262
未払解約金	349,574,363	454,050,080
未払受託者報酬	7,801,911	10,066,216
未払委託者報酬	89,721,853	115,761,430
その他未払費用	1,170,228	1,509,874
流動負債合計	468,552,468	604,685,862
負債合計	468,552,468	604,685,862
純資産の部		
元本等		
元本	40,568,226,346	46,596,525,600
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	40,463,940,970	48,797,169,027
（分配準備積立金）	19,611,659,125	18,312,807,977
元本等合計	81,032,167,316	95,393,694,627
純資産合計	81,032,167,316	95,393,694,627
負債純資産合計	81,500,719,784	95,998,380,489

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期 自 2023年 5月11日 至 2024年 5月10日	第17期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日
営業収益		
受取利息	35,134	1,042,354
有価証券売買等損益	17,179,582,115	2,256,190,338
営業収益合計	17,179,617,249	2,257,232,692
営業費用		
支払利息	85,027	-
受託者報酬	14,734,699	19,653,972
委託者報酬	169,448,940	226,020,473
その他費用	2,210,083	2,947,977
営業費用合計	186,478,749	248,622,422
営業利益又は営業損失（△）	16,993,138,500	2,008,610,270
経常利益又は経常損失（△）	16,993,138,500	2,008,610,270
当期純利益又は当期純損失（△）	16,993,138,500	2,008,610,270
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,247,247,084	168,803,713
期首剰余金又は期首欠損金（△）	20,406,570,981	40,463,940,970
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,879,993,365	14,458,919,343
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,879,993,365	14,458,919,343
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,548,230,679	7,942,199,581
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,548,230,679	7,942,199,581
分配金	20,284,113	23,298,262
期末剰余金又は期末欠損金（△）	40,463,940,970	48,797,169,027

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 5月11日から2025年 5月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第16期 2024年 5月10日現在	第17期 2025年 5月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 40,568,226,346口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 46,596,525,600口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9974円 (10,000口当たり純資産額) (19,974円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0472円 (10,000口当たり純資産額) (20,472円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期 自 2023年 5月11日 至 2024年 5月10日			第17期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,746,929,456円	費用控除後の配当等収益額	A	1,978,297,362円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	10,772,785,403円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	40,140,965,765円	収益調整金額	C	52,299,490,242円
分配準備積立金額	D	7,112,228,379円	分配準備積立金額	D	16,357,808,877円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	59,772,909,003円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,635,596,481円
当ファンドの期末残存口数	F	40,568,226,346口	当ファンドの期末残存口数	F	46,596,525,600口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,733円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,158円
10,000口当たり分配金額	H	5円	10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	20,284,113円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	23,298,262円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第16期 自 2023年 5月11日 至 2024年 5月10日	第17期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第16期 2024年 5月10日現在	第17期 2025年 5月12日現在
-----------------------	-----------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第16期 自 2023年 5月11日 至 2024年 5月10日	第17期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第16期 自 2023年 5月11日 至 2024年 5月10日	第17期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日
期首元本額 36,428,572,323円	期首元本額 40,568,226,346円
期中追加設定元本額 11,994,252,084円	期中追加設定元本額 13,932,590,130円
期中一部解約元本額 7,854,598,061円	期中一部解約元本額 7,904,290,876円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第16期 自 2023年 5月11日 至 2024年 5月10日	第17期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	17,057,696,144	2,368,343,174
合計	17,057,696,144	2,368,343,174

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年5月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年5月12日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	新興国株式マザーファンド	45,809,345,732	95,384,219,683	
	小計	銘柄数：1	45,809,345,732	95,384,219,683	
		組入時価比率：100.0%			100.0%
合計				95,384,219,683	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025年 5月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,612,786,047
コール・ローン	916,366,179
株式	144,817,502,750
投資信託受益証券	5,503,920,092
投資証券	129,854,720
派生商品評価勘定	180,464,843
未収入金	2,159,530
未収配当金	236,038,168
未収利息	12,257
差入委託証拠金	4,061,172,436
流動資産合計	158,460,277,022
資産合計	158,460,277,022
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,364,168
未払金	1,292,515,682
未払解約金	97,560,767
その他未払費用	7,621,100
流動負債合計	1,406,061,717
負債合計	1,406,061,717
純資産の部	
元本等	
元本	75,427,034,093
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	81,627,181,212
元本等合計	157,054,215,305
純資産合計	157,054,215,305
負債純資産合計	158,460,277,022

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
------------------------	--

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 5月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.0822円
(10,000口当たり純資産額)	(20,822円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。	
当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 5月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資信託受益証券	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資証券	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 5月12日現在	
期首	2024年 5月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	62,755,839,451円
同期中における追加設定元本額	23,788,039,882円
同期中における一部解約元本額	11,116,845,240円
期末元本額	75,427,034,093円
期末元本額の内訳＊	
野村資産設計ファンド2015	13,384,142円
野村資産設計ファンド2020	14,549,359円
野村資産設計ファンド2025	21,429,853円
野村資産設計ファンド2030	38,460,804円
野村資産設計ファンド2035	41,059,542円
野村資産設計ファンド2040	73,668,502円
野村資産設計ファンド2045	17,306,229円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,681,733,098円
ネクストコア	12,039,390円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	560,147,086円
野村資産設計ファンド2050	18,753,375円

野村ターゲットデットファンド2016	2026-2028年目標型	3,369,146円
野村ターゲットデットファンド2016	2029-2031年目標型	2,591,713円
野村ターゲットデットファンド2016	2032-2034年目標型	2,484,154円
野村ターゲットデットファンド2016	2035-2037年目標型	2,457,809円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）		924,277円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）		1,188,695円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）		11,770,240円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）		6,849,290円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）		27,305,688円
野村つみたて外国株投信		9,025,126,862円
野村外国株（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）		671,501,552円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）		2,314,230,748円
世界6資産分散ファンド		157,056,069円
野村資産設計ファンド2060		19,985,507円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カンントリー）		3,063,110,915円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス		1,563,268,677円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）運動型上場投信		1,794,135,628円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式		3,761,041,718円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）		2,678,861円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用）		1,113,511,208円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）		419,676円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）		387,980,221円
野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）		45,809,345,732円
野村DC運用戦略ファンド		794,629,883円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）		35,011,231円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030		39,842,154円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040		45,625,271円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050		34,908,647円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060		35,845,399円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）		72,869,481円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）		133,436,261円

※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年5月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	155,000	2.05	318,990.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00	
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	19,800	34.86	690,228.00	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	15.02	324,432.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00	
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00	
		POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00	
		SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00	

	SOUTHERN COPPER CORP	11,097	89.38	991,849.86	
	LATAM AIRLINES GROUP-SA ADR	13,558	33.43	453,243.94	
	H WORLD GROUP LTD-ADR	27,800	37.59	1,045,002.00	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	50,300	44.17	2,221,751.00	
	OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00	
	PDD HOLDINGS INC ADR	88,150	109.65	9,665,647.50	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	39,400	13.83	544,902.00	
	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	11,100	31.78	352,758.00	
	BANCO DE CHILE-ADR	27,700	30.48	844,296.00	
	BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	24.65	483,140.00	
	BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR	15,630	41.16	643,330.80	
	COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.53	397,855.08	
	CREDICORP LTD	8,360	205.37	1,716,893.20	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	403,700	12.83	5,179,471.00	
	PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00	
	STATE BANK OF INDIA-GDR	23,210	91.20	2,116,752.00	
	TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00	
	VTB BANK JSC	35,156	0.00	0.00	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	54,288	1.51	82,354.89	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00	
	ENEL CHILE SA-ADR	73,000	3.96	289,080.00	
	INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00	
	QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	13,400	42.56	570,304.00	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00	
	XP INC - CLASS A	53,000	17.87	947,110.00	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	50,000	9.42	471,000.00	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	96,600	14.08	1,360,128.00	
	AUTOHOME INC-ADR	7,500	25.16	188,700.00	
	KANZHUN LTD	32,700	15.91	520,257.00	
	VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00	
	KE HOLDINGS INC ADR	85,400	19.30	1,648,220.00	
	小計銘柄数：49			34,067,696.27	
				(4,972,520,947)	
	組入時価比率：3.2%			3.4%	
メキシコペソ	CEMEX SAB - CPO	1,871,985	12.48	23,362,372.80	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	380,983	101.18	38,547,859.94	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	26,310	419.59	11,039,412.90	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	130.92	8,509,800.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	24,600	629.89	15,495,294.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	43,000	233.37	10,034,910.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	45,300	423.81	19,198,593.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18,600	219.81	4,088,466.00	

		GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	43,000	136.09	5,851,870.00	
		WALMART DE MEXICO-SER V	685,000	62.14	42,565,900.00	
		ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	58,000	208.38	12,086,040.00	
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	67,000	181.60	12,167,200.00	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	228,000	198.83	45,333,240.00	
		ALFA S.A.B. -A	537,968	14.48	7,789,776.64	
		GRUMA S.A.B. -B	21,900	370.63	8,116,797.00	
		GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	157,000	58.66	9,209,620.00	
		KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	245,000	34.77	8,518,650.00	
		GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	330,700	161.81	53,510,567.00	
		GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	209,000	50.19	10,489,710.00	
		QUALITAS CONTROLADORA SAB CV	31,000	222.59	6,900,290.00	
		AMERICA MOVIL SAB DE CV	2,281,000	16.58	37,818,980.00	
		小計 銘柄数：21			390,635,349.28 (2,934,296,489)	
		組入時価比率：1.9%			2.0%	
	リアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	460,000	33.20	15,272,000.00	
		PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	569,000	30.91	17,587,790.00	
		PRIIO SA	108,700	36.67	3,986,029.00	
		ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	16.29	1,400,940.00	
		KLABIN SA-UNIT	83,600	19.30	1,613,480.00	
		GERDAU SA PFD NPV	194,020	14.75	2,861,795.00	
		VALE SA	460,852	52.95	24,402,113.40	
		SUZANO SA	87,960	50.09	4,405,916.40	
		EMBRAER SA	93,000	67.70	6,296,100.00	
		WEG SA	221,648	41.79	9,262,669.92	
		LOCALIZA RENT A CAR	106,595	41.00	4,370,395.00	
		RUMO SA	164,000	17.85	2,927,400.00	
		MOTIVA INFRAESTRUTURA DE MOB	121,000	13.18	1,594,780.00	
		VIBRA ENERGIA SA	138,000	18.22	2,514,360.00	
		RAIA DROGASIL SA	153,980	15.50	2,386,690.00	
		AMBEV SA	593,956	14.28	8,481,691.68	
		BRF SA	77,000	19.20	1,478,400.00	
		JBS SA	98,100	42.36	4,155,516.00	
		NATURA &CO HOLDING SA	92,500	9.15	846,375.00	
		REDE D'OR SAO LUIZ SA	106,500	33.63	3,581,595.00	
		BANCO BRADESCO S.A.	209,953	13.26	2,783,976.78	
		BANCO BRADESCO SA - PREF	652,042	15.12	9,858,875.04	
		BANCO DO BRASIL SA	208,000	29.53	6,142,240.00	
		ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	683,990	37.23	25,464,947.70	
		ITAUSA SA	698,268	11.05	7,715,861.40	
		BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	87,000	38.33	3,334,710.00	
		CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	81,000	15.04	1,218,240.00	

	TOTVS SA	61,000	38.33	2,338,130.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	118,400	28.04	3,319,936.00	
	TIM SA	82,952	19.52	1,619,223.04	
	CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	47.91	1,389,390.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	162,100	43.48	7,048,108.00	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	256,983	10.30	2,646,924.90	
	COMPANHIA PARANAENSE-PREF B	180,000	12.24	2,203,200.00	
	CPFL ENERGIA SA	18,400	38.10	701,040.00	
	ENERGISA SA-UNITS	35,700	45.66	1,630,062.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	148,000	36.69	5,430,120.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	64,500	116.93	7,541,985.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	679,999	14.53	9,880,385.47	
	BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	158,000	40.81	6,447,980.00	
	ENGIE BRASIL SA	16,600	39.35	653,210.00	
小計	銘柄数：41			228,794,581.73	
	組入時価比率：3.8%			(5,906,011,814)	4.1%
チリペソ	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,458.00	173,502,000.00	
	S.A.C.I. FALABELLA	94,000	4,785.00	449,790,000.00	
	EMPRESAS COPEC SA	57,000	6,445.00	367,365,000.00	
	CENCOSUD SA	126,000	3,340.00	420,840,000.00	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	13,134	38,290.00	502,900,860.00	
	ENEL AMERICAS SA	2,325,000	92.60	215,295,000.00	
小計	銘柄数：6			2,129,692,860.00	
	組入時価比率：0.2%			(331,957,355)	0.2%
コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	28,900	49,520.00	1,431,128,000.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	60,000	21,800.00	1,308,000,000.00	
小計	銘柄数：2			2,739,128,000.00	
	組入時価比率：0.1%			(94,625,915)	0.1%
ユーロ	METLEN ENERGY & METALS SA	15,200	41.48	630,496.00	
	FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
	OPAP SA	20,200	19.74	398,748.00	
	JUMBO SA	15,932	28.32	451,194.24	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	283,000	2.44	690,520.00	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	295,000	2.49	734,550.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE	112,000	9.80	1,097,600.00	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S.A.	121,000	5.30	641,300.00	
	HELLENIC TELECOM	18,000	16.80	302,400.00	
	PUBLIC POWER CORP	31,600	13.68	432,288.00	
小計	銘柄数：10			5,379,096.24	
				(881,795,246)	

	組入時価比率：0.6%			0.6%	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	116,700	128.70	15,019,290.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	1,533,598	3.77	5,781,664.46	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	418,000	23.98	10,023,640.00	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	200,920	149.20	29,977,264.00	
	KOC HLDGS	85,000	143.90	12,231,500.00	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	34.16	5,124,000.00	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	29,325	244.90	7,181,692.50	
	TURK HAVA YOLLARI AO	83,000	294.00	24,402,000.00	
	FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	115,000	91.50	10,522,500.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	55,500	478.75	26,570,625.00	
	COCA-COLA ICECEK AS	83,600	51.20	4,280,320.00	
	AKBANK T.A.S	411,000	49.88	20,500,680.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	74.10	9,781,200.00	
	TURKIYE IS BANKASI AS-C	959,980	10.31	9,897,393.80	
	YAPI VE KREDI BANKASI A.S.	417,000	24.18	10,083,060.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	179,000	92.30	16,521,700.00	
	小計 銘柄数：16			217,898,529.76 (821,826,094)	
	組入時価比率：0.5%			0.6%	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	9,050	1,045.00	9,457,250.00	
	MONETA MONEY BANK AS	42,000	143.00	6,006,000.00	
	CEZ AS	21,600	1,191.00	25,725,600.00	
	小計 銘柄数：3			41,188,850.00 (271,022,633)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	59,800	3,068.00	183,466,400.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	16,200	10,850.00	175,770,000.00	
	OTP BANK NYRT	29,100	26,950.00	784,245,000.00	
	小計 銘柄数：3			1,143,481,400.00 (468,827,374)	
	組入時価比率：0.3%			0.3%	
ズロチ	ORLEN SA	77,387	72.27	5,592,758.49	
	KGHM POLSKA MIEDZ S.A.	18,100	126.25	2,285,125.00	
	LPP SA	130	16,400.00	2,132,000.00	
	ALLEGRO.EU SA	62,200	33.89	2,107,958.00	
	DINO POLSKA SA	6,650	549.20	3,652,180.00	
	ZABKA GROUP SA	47,000	23.71	1,114,370.00	
	BANK PEKAO SA	20,600	178.40	3,675,040.00	
	MBANK	2,040	817.80	1,668,312.00	
	PKO BANK POLSKI SA	110,600	78.28	8,657,768.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	5,660	547.20	3,097,152.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	76,900	62.10	4,775,490.00	

小計	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	8.83	645,028.00	
	CD PROJEKT RED SA	8,000	243.30	1,946,400.00	
	銘柄数：13			41,349,581.49	
	組入時価比率：1.0%			(1,603,536,770)	1.1%
香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	6.01	1,226,040.00	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	270,000	8.15	2,200,500.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	3,040,900	3.99	12,133,191.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	413,000	30.50	12,596,500.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H	126,000	5.99	754,740.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	2,800,000	6.11	17,108,000.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	484,700	8.34	4,042,398.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO.LTD-H	138,000	21.05	2,904,900.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	3.68	1,446,240.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	4.20	2,058,000.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	357,000	14.12	5,040,840.00	
	CMOC GROUP LTD-H	405,000	6.10	2,470,500.00	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	183,000	13.26	2,426,580.00	
	MMG LTD	464,800	2.36	1,096,928.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LTD	126,250	23.60	2,979,500.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	254,000	18.82	4,780,280.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO-H	703,000	17.34	12,190,020.00	
	AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	402,000	3.87	1,555,740.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	370,400	4.16	1,540,864.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	3.39	1,423,800.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	11.34	2,577,015.00	
	CITIC LTD	688,000	9.56	6,577,280.00	
	FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	4.12	930,872.80	
	CRRC CORP LTD-H	550,000	4.85	2,667,500.00	
	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	103,000	18.82	1,938,460.00	
	SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	18.98	1,290,640.00	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	14.90	3,200,520.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	32.50	1,794,000.00	
	BOC AVIATION LTD	28,100	60.00	1,686,000.00	
	J&T GLOBAL EXPRESS LTD	373,000	6.24	2,327,520.00	
	JD LOGISTICS INC	279,400	12.22	3,414,268.00	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC	53,800	147.60	7,940,880.00	
	COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD - H	368,000	12.44	4,577,920.00	
	ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	115.00	1,552,500.00	
	CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	182,000	13.26	2,413,320.00	

JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	9.46	1,400,080.00
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	157,320	6.40	1,006,848.00
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	83,200	53.90	4,484,480.00
BYD CO LTD-H	156,000	387.00	60,372,000.00
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	769,000	18.36	14,118,840.00
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,000	12.10	3,303,300.00
LI AUTO INC	156,000	103.80	16,192,800.00
NIO INC.	219,000	30.55	6,690,450.00
XPENG INC	152,300	75.20	11,452,960.00
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	13.66	1,830,440.00
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	76,000	58.60	4,453,600.00
HAIER SMART HOME CO LTD-H	327,000	22.80	7,455,600.00
HISENSE HOME APPLIANCES CO LTD	38,000	25.40	965,200.00
MIDEA GROUP CO LTD	42,900	76.20	3,268,980.00
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	159,800	94.05	15,029,190.00
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	730,000	4.06	2,963,800.00
LI NING CO LTD	276,000	15.38	4,244,880.00
SHENZHOI INTERNATIONAL GROUP	96,100	57.50	5,525,750.00
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	16.84	3,199,600.00
MEITUAN-CLASS B	624,540	141.00	88,060,140.00
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	183,200	20.35	3,728,120.00
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	11.30	1,231,700.00
TRIP.COM GROUP LTD	80,000	478.60	38,288,000.00
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	2,053,280	123.60	253,785,408.00
JD.COM, INC.	311,567	131.50	40,971,060.50
MINISO GROUP HOLDING LTD	68,800	37.35	2,569,680.00
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	326,000	10.88	3,546,880.00
POP MART INTERNATIONAL GROUP	69,800	191.10	13,338,780.00
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	12.06	868,320.00
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	870,000	4.98	4,332,600.00
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	152,900	36.85	5,634,365.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	121.00	1,488,300.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	209,333	27.10	5,672,924.30
NONGFU SPRING LTD	258,400	38.20	9,870,880.00
TSING TAO BREWERY CO-H	78,000	53.55	4,176,900.00
CHINA FEIHE LTD	405,000	5.83	2,361,150.00
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO	435,000	18.68	8,125,800.00
TINGYI(CAYMAN ISLN)HLDG CO	278,000	13.34	3,708,520.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	5.20	2,875,600.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	266,000	14.00	3,724,000.00

GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	40,000	80.60	3,224,000.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	22.35	1,341,000.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	5.90	1,463,200.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	10.80	1,069,200.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	190,000	18.40	3,496,000.00	
AKESO INC	86,000	84.35	7,254,100.00	
BEIGENE LTD	96,620	140.40	13,565,448.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	151,000	52.40	7,912,400.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	4.90	879,550.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	1,047,520	5.74	6,012,764.80	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	23.70	3,081,000.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,346,500	3.91	5,264,815.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	3,340,000	4.85	16,199,000.00	
BANK OF CHINA LTD-H	8,920,000	4.52	40,318,400.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	1,173,790	6.94	8,146,102.60	
CHINA CITIC BANK-H	1,030,000	6.26	6,447,800.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	12,208,000	6.65	81,183,200.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	3.42	878,940.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	493,692	46.00	22,709,832.00	
CHINA MINSHENG BANKING-H	979,800	3.75	3,674,250.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	8,710,000	5.46	47,556,600.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	1,219,000	4.78	5,826,820.00	
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	6.25	962,500.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	885,000	14.90	13,186,500.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	315,000	22.25	7,008,750.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	215,072	10.96	2,357,189.12	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	133,000	30.25	4,023,250.00	
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	1,210,000	4.84	5,856,400.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	832,420	14.72	12,253,222.40	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	841,000	46.50	39,106,500.00	
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	366,000	13.24	4,845,840.00	
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	108,000	33.35	3,601,800.00	
ZTE CORP-H	111,052	22.50	2,498,670.00	
LENOVO GROUP LTD	992,000	9.29	9,215,680.00	
XIAOMI CORPORATION	2,091,000	51.35	107,372,850.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	36.75	3,381,000.00	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	95,300	64.40	6,137,320.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	2,705,000	0.80	2,164,000.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	32.45	2,271,500.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	2.48	1,160,640.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	538,000	11.56	6,219,280.00	

BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	32.40	1,587,600.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	7.08	2,251,440.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	124,000	22.05	2,734,200.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	112,100	61.90	6,938,990.00	
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	7.54	3,377,920.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	2.41	976,050.00	
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	6.16	2,082,080.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	460,000	7.28	3,348,800.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	14.08	2,427,392.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	19.44	3,694,572.00	
GUOTAI HAITONG SECURITIES CO-H	315,960	10.82	3,418,687.20	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	11.76	1,481,760.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	186,000	36.65	6,816,900.00	
CGN POWER CO LTD-H	1,290,000	2.47	3,186,300.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	6.37	2,331,420.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	3.11	1,523,900.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	238,000	19.30	4,593,400.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	680,000	4.97	3,379,600.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	10.92	1,223,040.00	
WUXI APPTTEC CO LTD	36,200	61.10	2,211,820.00	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	459,000	23.10	10,602,900.00	
CHINA LITERATURE LTD	49,800	26.45	1,317,210.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	776,000	2.01	1,559,760.00	
KINGSOFT CORP LTD	111,000	39.40	4,373,400.00	
NETEASE, INC.	241,750	163.70	39,574,475.00	
BAIDU INC-CLASS A	290,410	84.55	24,554,165.50	
BILIBILI INC	30,120	137.20	4,132,464.00	
KUAISHOU TECHNOLOGY	354,200	52.00	18,418,400.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	819,700	494.60	405,423,620.00	
C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	15.38	1,122,740.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	451,000	13.18	5,944,180.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	420,444	25.50	10,721,322.00	
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	104,000	36.90	3,837,600.00	
CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	5.24	1,273,320.00	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	272,000	10.02	2,725,440.00	
小計銘柄数：153			1,919,476,364.22	
			(36,009,376,592)	
組入時価比率：22.9%			24.9%	
リング	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	20.38	611,400.00
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	330,000	3.50	1,155,000.00
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	551,000	5.06	2,788,060.00
	GAMUDA BERHAD	532,000	4.50	2,394,000.00

	SIME DARBY BERHAD	440,000	2.10	924,000.00
	SUNWAY BHD	256,000	4.72	1,208,320.00
	MISC BHD	210,960	7.40	1,561,104.00
	GENTING BHD	348,000	3.21	1,117,080.00
	MR DIY GROUP M BHD	361,500	1.70	614,550.00
	IOI CORP	247,000	3.64	899,080.00
	KUALA LUMPUR KEPONG	73,000	19.80	1,445,400.00
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	84.50	616,850.00
	PPB GROUP BERHAD	90,740	12.12	1,099,768.80
	QL RESOURCES BHD	178,500	4.75	847,875.00
	SD GUTHRIE BHD	238,000	4.60	1,094,800.00
	IHH HEALTHCARE BHD	260,000	7.01	1,822,600.00
	AMMB HOLDING	313,000	5.27	1,649,510.00
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	1,038,000	6.87	7,131,060.00
	HONG LEONG BANK	92,960	19.94	1,853,622.40
	MALAYAN BANKING	694,000	9.89	6,863,660.00
	PUBLIC BANK BHD	1,915,000	4.44	8,502,600.00
	RHB BANK BHD	228,023	6.67	1,520,913.41
	TELEKOM MALAYSIA	129,000	6.98	900,420.00
	AXIATA GROUP BERHAD	346,000	2.14	740,440.00
	CELCOMDIGI BHD	429,000	3.89	1,668,810.00
	MAXIS BHD	265,000	3.78	1,001,700.00
	TENAGA NASIONAL	368,000	14.30	5,262,400.00
	PETRONAS GAS BERHAD	91,000	17.30	1,574,300.00
	YTL CORPORATION BERHAD	400,000	2.12	848,000.00
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	300,000	3.59	1,077,000.00
小計	銘柄数：30			60,794,323.61 (2,063,310,707)
	組入時価比率：1.3%			1.4%
パーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	164,000	101.50	16,646,000.00
	PTT PCL-NVDR	1,352,000	31.25	42,250,000.00
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	100,700	168.50	16,967,950.00
	AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	544,000	39.00	21,216,000.00
	BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	6.00	4,860,000.00
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	414,978	24.40	10,125,463.20
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	21.00	3,255,525.00
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	7.90	4,581,976.30
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	14.30	3,689,400.00
	CP ALL PCL-NVDR	744,000	52.25	38,874,000.00
	CP AXTRA PCL-NVDR	204,013	24.10	4,916,713.30
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	26.25	11,182,500.00
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,438,000	24.20	34,799,600.00

		BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	161.50	9,528,500.00	
		KASIKORNBANK PCL-NVDR	83,000	164.50	13,653,500.00	
		KRUNG THAI BANK-NVDR	504,050	22.40	11,290,720.00	
		SCB X PCL-NVDR	125,000	119.00	14,875,000.00	
		TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,373,000	1.89	4,484,970.00	
		DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	384,200	104.00	39,956,800.00	
		TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,559,966	12.70	19,811,568.20	
		ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	157,000	303.00	47,571,000.00	
		KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	134,000	45.75	6,130,500.00	
		GULF DEVELOPMENT PCL-NVDR	608,119	50.25	30,557,979.75	
		CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	261,000	51.00	13,311,000.00	
		小計 銘柄数：24			424,536,665.75	
					(1,876,452,062)	
		組入時価比率：1.2%			1.3%	
	フィリピンペソ	AYALA CORPORATION	28,302	588.00	16,641,576.00	
		SM INVESTMENTS CORP	30,500	884.00	26,962,000.00	
		INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	142,000	385.00	54,670,000.00	
		JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	235.00	10,105,000.00	
		BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	297,940	136.80	40,758,192.00	
		BDO UNIBANK INC	300,997	166.10	49,995,601.70	
		METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	78.00	15,997,410.00	
		PLDT INC	7,000	1,292.00	9,044,000.00	
		MANILA ELECTRIC COMPANY	37,300	552.00	20,589,600.00	
		AYALA LAND INC	768,000	22.85	17,548,800.00	
		SM PRIME HOLDINGS INC	1,388,975	23.85	33,127,053.75	
		小計 銘柄数：11			295,439,233.45	
					(777,655,150)	
		組入時価比率：0.5%			0.5%	
	ルピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA TB	2,110,000	1,855.00	3,914,050,000.00	
		UNITED TRACTORS TBK PT	229,050	21,250.00	4,867,312,500.00	
		BARITO PACIFIC TBK PT	2,893,399	820.00	2,372,587,180.00	
		CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	984,000	8,525.00	8,388,600,000.00	
		AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	900,000	7,275.00	6,547,500,000.00	
		PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	2,360,000	4,780.00	11,280,800,000.00	
		GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	105,120,000	81.00	8,514,720,000.00	
		SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,970,000	2,360.00	4,649,200,000.00	
		INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	309,000	11,200.00	3,460,800,000.00	
		INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	7,975.00	3,349,500,000.00	
		PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	1,140,000	4,800.00	5,472,000,000.00	
		KALBE FARMA PT	2,300,000	1,450.00	3,335,000,000.00	
		BANK CENTRAL ASIA	6,970,000	9,000.00	62,730,000,000.00	
		BANK MANDIRI	4,990,000	4,770.00	23,802,300,000.00	
		BANK NEGARA INDONESIA PT	1,620,000	4,100.00	6,642,000,000.00	

小計	BANK RAKYAT INDONESIA	8,850,028	3,840.00	33,984,107,520.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	6,210,000	2,600.00	16,146,000,000.00	
	銘柄数：17			209,456,477,200.00	
	組入時価比率：1.2%			(1,864,162,647)	1.3%
ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	79,400.00	404,940,000.00	
	S-OIL CORPORATION	3,930	52,100.00	204,753,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	9,340	90,800.00	848,072,000.00	
	LG CHEMICALS LTD	6,350	205,500.00	1,304,925,000.00	
	SKC CO LTD	2,610	96,400.00	251,604,000.00	
	KOREA ZINC CO LTD	710	848,000.00	602,080,000.00	
	POSCO HOLDINGS INC	8,670	258,500.00	2,241,195,000.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	3,970	878,000.00	3,485,660,000.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	10,800	93,100.00	1,005,480,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	59,800	27,850.00	1,665,430,000.00	
	ECOPRO BM CO LTD	5,590	97,800.00	546,702,000.00	
	ECOPRO CO., LTD.	12,311	47,150.00	580,463,650.00	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	2,580	52,000.00	134,160,000.00	
	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	3,050	334,500.00	1,020,225,000.00	
	LG ENERGY SOLUTION	5,650	318,000.00	1,796,700,000.00	
	LS ELECTRIC CO., LTD.	1,690	219,500.00	370,955,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	3,420	120,500.00	412,110,000.00	
	LG CORP	11,750	67,700.00	795,475,000.00	
	SAMSUNG C&T CORP	12,230	123,000.00	1,504,290,000.00	
	SK INC	4,570	137,400.00	627,918,000.00	
	SK SQUARE CO LTD	11,100	93,700.00	1,040,070,000.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	6,550	47,350.00	310,142,500.00	
	HANWHA OCEAN CO LTD	13,100	79,800.00	1,045,380,000.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2,780	413,000.00	1,148,140,000.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	4,910	283,500.00	1,391,985,000.00	
	HYUNDAI ROTEM CO LTD	11,400	125,400.00	1,429,560,000.00	
	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	81,000	14,840.00	1,202,040,000.00	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	5,200	48,350.00	251,420,000.00	
	HYUNDAI GLOVIS CO LTD	5,350	106,700.00	570,845,000.00	
	KOREAN AIR LINES CO LTD	26,500	22,050.00	584,325,000.00	
	HMM COMPANY LIMITED	38,300	18,160.00	695,528,000.00	
	HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	9,300	39,050.00	363,165,000.00	
	HYUNDAI MOBIS	8,010	255,500.00	2,046,555,000.00	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD	16,750	189,900.00	3,180,825,000.00	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	151,300.00	624,869,000.00	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	150,400.00	436,160,000.00	
	KIA CORP	29,860	89,300.00	2,666,498,000.00	

COWAY CO LTD	7,930	89,300.00	708,149,000.00	
LG ELECTRONICS INC	12,030	71,100.00	855,333,000.00	
HANJIN KAL CORP	1,900	84,500.00	160,550,000.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	820	249,000.00	204,180,000.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	126,900.00	366,741,000.00	
KT & G CORP	13,000	118,200.00	1,536,600,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	3,730	125,500.00	468,115,000.00	
LG H&H	1,002	326,500.00	327,153,000.00	
HLB INC	15,700	57,800.00	907,460,000.00	
ALTEOGEN INC	5,050	345,000.00	1,742,250,000.00	
CELLTRION INC	20,780	158,000.00	3,283,240,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	90,400.00	300,128,000.00	
YUHAN CORPORATION	7,100	107,200.00	761,120,000.00	
HANA FINANCIAL HOLDINGS	38,400	63,800.00	2,449,920,000.00	
INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	15,150.00	395,415,000.00	
KAKAObANK CORP	19,300	22,700.00	438,110,000.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	48,800	92,000.00	4,489,600,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP	56,300	50,700.00	2,854,410,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	86,400	17,690.00	1,528,416,000.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	12,500	118,200.00	1,477,500,000.00	
DB INSURANCE CO LTD	5,600	90,200.00	505,120,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,640	375,500.00	1,366,820,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	10,600	84,600.00	896,760,000.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	4,690	129,000.00	605,010,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS	606,250	54,800.00	33,222,500,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	104,500	45,800.00	4,786,100,000.00	
LG INNOTEK CO LTD	1,970	138,500.00	272,845,000.00	
LG.DISPLAY CO LTD	30,970	8,450.00	261,696,500.00	
SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	7,020	117,200.00	822,744,000.00	
SAMSUNG SDI CO LTD-RIGHTS	918	28,800.00	26,438,400.00	
SAMSUNG SDI CO,LTD	6,497	170,400.00	1,107,088,800.00	
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	5,400	77,400.00	417,960,000.00	
SK HYNIX INC	69,220	190,100.00	13,158,722,000.00	
LG UPLUS CORP	17,400	12,870.00	223,938,000.00	
SK TELECOM CO LTD	5,500	52,400.00	288,200,000.00	
KOREA ELECTRIC POWER	36,700	26,950.00	989,065,000.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	84,200.00	449,628,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	11,880.00	293,875,560.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	15,320.00	286,484,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	2,151	1,040,000.00	2,237,040,000.00	
HYBE CO LTD	3,330	270,000.00	899,100,000.00	
KRAFTON INC	3,630	375,000.00	1,361,250,000.00	
NCSOFT CORPORATION	1,631	148,100.00	241,551,100.00	

小計	KAKAO CORP	40,170	36,950.00	1,484,281,500.00	
	NAVER CORP	18,320	191,000.00	3,499,120,000.00	
	銘柄数：82			133,748,373,010.00	
	組入時価比率：8.9%			(14,016,829,491)	9.7%
新台湾ドル	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	411,998	25.65	10,567,748.70	
	FORMOSA PLASTIC	492,424	36.35	17,899,612.40	
	NAN YA PLASTICS CORP	633,726	31.45	19,930,682.70	
	ASIA CEMENT	314,980	45.55	14,347,339.00	
	TCC GROUP HOLDINGS	929,888	30.75	28,594,056.00	
	CHINA STEEL	1,478,544	21.30	31,492,987.20	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	14,300	463.00	6,620,900.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	8,000	1,530.00	12,240,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	455,454	34.45	15,690,390.30	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	15,464	887.00	13,716,568.00	
	CHINA AIRLINES LTD	375,000	22.60	8,475,000.00	
	EVA AIRWAYS CORP	303,000	43.50	13,180,500.00	
	EVERGREEN MARINE	147,950	211.00	31,217,450.00	
	WAN HAI LINES LIMITED	86,335	86.60	7,476,611.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	259,000	71.80	18,596,200.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	27.45	6,780,150.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	51.80	11,501,464.80	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	24,000	376.50	9,036,000.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	24,443	424.00	10,363,832.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	69,592	121.50	8,455,428.00	
	POU CHEN CORP	267,468	33.10	8,853,190.80	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	42,580	647.00	27,549,260.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	64,816	262.50	17,014,200.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	627,836	81.20	50,980,283.20	
	PHARMAESSENTIA CORPORATION	32,000	515.00	16,480,000.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	895,196	18.55	16,605,885.80	
	CTBC FINANCIAL HOLDING	2,172,212	39.95	86,779,869.40	
	E.SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,811,798	29.80	53,991,580.40	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,482,015	25.95	38,458,289.25	
	HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	1,036,977	28.00	29,035,356.00	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,579,626	38.95	61,526,432.70	
	SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	1,240,619	23.20	28,782,360.80	
	TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1,524,154	16.20	24,691,294.80	
	TAIWAN BUSINESS BANK	741,002	14.55	10,781,579.10	
	TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,327,442	24.95	33,119,677.90	
	THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	466,906	47.00	21,944,582.00	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	186,689	120.50	22,496,024.50	

YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,273,007	31.75	40,417,972.25
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,196,293	55.20	66,035,373.60
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	2,082,789	16.20	33,741,181.80
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,076,830	77.40	83,346,642.00
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1,889,656	11.30	21,353,112.80
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	65,000	666.00	43,290,000.00
ACER INC	348,767	34.10	11,892,954.70
ADVANTECH CO.,LTD.	60,620	341.50	20,701,730.00
ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	45,000	529.00	23,805,000.00
ASUSTEK COMPUTER INC	88,805	602.00	53,460,610.00
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	76,840	217.50	16,712,700.00
COMPAL ELECTRONICS	571,590	28.35	16,204,576.50
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	73,000	244.50	17,848,500.00
INVENTEC CO.,LTD	331,911	41.40	13,741,115.40
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	285,897	100.50	28,732,648.50
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	101,000	142.50	14,392,500.00
PEGATRON CORP	242,692	83.60	20,289,051.20
QUANTA COMPUTER INC	336,684	256.50	86,359,446.00
WISTRON CORP	348,000	107.00	37,236,000.00
WIWYNN CORP	15,000	2,200.00	33,000,000.00
AUO CORP	802,606	13.50	10,835,181.00
DELTA ELECTRONICS INC	243,681	374.00	91,136,694.00
E INK HOLDINGS INC	116,000	214.00	24,824,000.00
ELITE MATERIAL CO LTD	36,000	679.00	24,444,000.00
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,589,649	147.00	233,678,403.00
INNOLUX CORP	866,744	13.95	12,091,078.80
LARGAN PRECISION CO LTD	12,040	2,170.00	26,126,800.00
LOTES CO LTD	10,000	1,255.00	12,550,000.00
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	194,566	72.90	14,183,861.40
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	158,000	93.90	14,836,200.00
WPG HOLDINGS CO LTD	220,387	68.20	15,030,393.40
YAGEO CORPORATION	47,982	464.50	22,287,639.00
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64,410	103.00	6,634,230.00
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	10,000	2,300.00	23,000,000.00
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	409,658	137.50	56,327,975.00
EMEMORY TECHNOLOGY INC	8,000	2,480.00	19,840,000.00
GLOBAL UNICHIP CORP	10,000	1,100.00	11,000,000.00
GLOBALWAFERS CO LTD	31,000	312.00	9,672,000.00
JENTECH PRECISION INDUSTRIAL COMPANY LTD	10,000	1,115.00	11,150,000.00
MEDIATEK INC	193,538	1,325.00	256,437,850.00
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	73,058	512.00	37,405,696.00
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	58,417	513.00	29,967,921.00

小計	SILERGY CORP	47,000	405.50	19,058,500.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	3,127,000	949.00	2,967,523,000.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,496,500	45.55	68,165,575.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	111,335	88.90	9,897,681.50	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	500,065	131.00	65,508,515.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	202,000	87.10	17,594,200.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	241,200	113.50	27,376,200.00	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM CO LTD	33,000	867.00	28,611,000.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	152,701	31.00	4,733,731.00	
	小計銘柄数：88			5,699,762,226.60	
				(27,518,452,030)	
	組入時価比率：17.5%			19.0%	
インドルピー	SIEMENS ENERGY INDIA LTD	10,200	2,631.75	26,843,856.57	
	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	218,000	306.85	66,893,300.00	
	COAL INDIA LTD	245,000	382.40	93,688,000.00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	131,000	386.25	50,598,750.00	
	INDIAN OIL CORPORATION LTD	343,000	139.99	48,016,570.00	
	OIL INDIA LTD	54,800	403.30	22,100,840.00	
	OIL&NATURAL GAS CORP LTD	392,000	234.96	92,104,320.00	
	PETRONET LNG LTD	77,000	307.95	23,712,150.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	773,000	1,377.20	1,064,575,600.00	
	ASIAN PAINTS LTD	47,900	2,299.60	110,150,840.00	
	PI INDUSTRIES LTD	10,100	3,639.70	36,760,970.00	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	19,700	2,980.00	58,706,000.00	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	2,960	13,487.00	39,921,520.00	
	SRF LTD	19,200	3,004.30	57,682,560.00	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	7,900	3,483.80	27,522,020.00	
	UPL LTD	65,500	674.75	44,196,125.00	
	AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	527.45	30,064,650.00	
	GRASIM INDUSTRIES LIMITED	35,800	2,634.80	94,325,840.00	
	SHREE CEMENT LIMITED	1,080	29,230.00	31,568,400.00	
	ULTRATECH CEMENT LTD	14,670	11,364.00	166,709,880.00	
	APL APOLLO TUBES LTD	25,800	1,655.70	42,717,060.00	
	HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	177,100	627.15	111,068,265.00	
	JINDAL STAINLESS LTD	35,920	579.60	20,819,232.00	
	JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	855.35	39,346,100.00	
	JSW STEEL LTD	81,300	957.00	77,804,100.00	
	NMDC LTD	375,000	64.29	24,108,750.00	
	TATA STEEL LIMITED	971,400	142.78	138,696,492.00	
	VEDANTA LTD	169,000	407.90	68,935,100.00	
	BHARAT ELECTRONICS LTD	450,000	315.85	142,132,500.00	
	HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	26,100	4,501.20	117,481,320.00	
	ASTRAL LTD	16,300	1,273.40	20,756,420.00	

LARSEN&TOUBRO LIMITED	83,900	3,443.90	288,943,210.00	
RAIL VIKAS NIGAM LTD	58,600	323.10	18,933,660.00	
VOLTAS LIMITED	29,100	1,235.60	35,955,960.00	
ABB INDIA LTD	6,600	5,440.50	35,907,300.00	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	127,000	216.63	27,512,010.00	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	78,000	609.60	47,548,800.00	
HAVELLS INDIA LTD	31,600	1,548.30	48,926,280.00	
POLYCAB INDIA LTD	6,630	5,766.50	38,231,895.00	
SUZLON ENERGY LIMITED	1,174,000	52.67	61,834,580.00	
SIEMENS LIMITED	10,200	2,857.20	29,143,440.00	
ASHOK LEYLAND LIMITED	184,200	221.62	40,822,404.00	
CUMMINS INDIA LTD	16,100	2,736.30	44,054,430.00	
THERMAX LTD	4,500	3,239.10	14,575,950.00	
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	2,251.00	37,141,500.00	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	38,700	722.55	27,962,685.00	
INTERGLOBE AVIATION LTD	23,800	5,101.00	121,403,800.00	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22,400	648.65	14,529,760.00	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	63,000	1,306.30	82,296,900.00	
GMR AIRPORTS LTD	301,000	84.20	25,344,200.00	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	12,300	2,741.80	33,724,140.00	
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	1,165.60	35,434,240.00	
BOSCH LTD	800	30,000.00	24,000,000.00	
MRF LTD	300	137,675.00	41,302,500.00	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNATIONAL LTD	450,000	137.84	62,028,000.00	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	59,000	500.50	29,529,500.00	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12,200	2,860.30	34,895,660.00	
BAJAJ AUTO LIMITED	8,000	7,682.50	61,460,000.00	
EICHER MOTORS LTD	17,400	5,324.00	92,637,600.00	
HERO MOTOCORP LTD	14,900	3,853.90	57,423,110.00	
HYUNDAI MOTOR INDIA LTD	24,000	1,734.10	41,618,400.00	
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	118,700	2,982.10	353,975,270.00	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	15,960	12,250.00	195,510,000.00	
TATA MOTORS LTD	249,500	708.50	176,770,750.00	
TVS MOTOR CO LTD	32,900	2,663.70	87,635,730.00	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	4,900	15,190.00	74,431,000.00	
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	57,500	519.15	29,851,125.00	
PAGE INDUSTRIES LTD	840	45,470.00	38,194,800.00	
TITAN CO LTD	44,200	3,510.30	155,155,260.00	
ETERNAL LTD	910,000	227.14	206,697,400.00	
INDIAN HOTELS CO LIMITED	115,000	718.75	82,656,250.00	
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	57,100	670.20	38,268,420.00	
TRENT LTD	22,100	5,113.00	112,997,300.00	

AVENUE SUPERMARTS LTD	22,220	3,972.40	88,266,728.00
UNITED SPIRITS LTD	41,800	1,531.20	64,004,160.00
VARUN BEVERAGES LTD	178,750	496.25	88,704,687.50
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	13,200	5,436.00	71,755,200.00
MARICO LIMITED	67,800	723.30	49,039,740.00
NESTLE INDIA LTD	45,420	2,325.40	105,619,668.00
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	80,800	1,113.70	89,986,960.00
ITC LTD	377,000	423.55	159,678,350.00
COLGATE-PALMOLIVE(INDIA)	15,900	2,550.50	40,552,950.00
DABUR INDIA LTD	59,800	462.75	27,672,450.00
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	55,800	1,242.10	69,309,180.00
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	104,400	2,332.90	243,554,760.00
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	12,750	6,722.00	85,705,500.00
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	105,000	1,127.70	118,408,500.00
ALKEM LABORATORIES LTD	6,200	4,946.50	30,668,300.00
AUROBINDO PHARMA LTD	35,600	1,164.40	41,452,640.00
CIPLA LIMITED	66,600	1,480.00	98,568,000.00
DR.REDDY'S LABORATORIES	79,610	1,155.90	92,021,199.00
LUPIN LTD	25,700	2,037.40	52,361,180.00
MANKIND PHARMA LTD	18,300	2,408.20	44,070,060.00
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	123,700	1,744.80	215,831,760.00
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	17,100	3,141.20	53,714,520.00
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	28,300	878.65	24,865,795.00
AU SMALL FINANCE BANK LTD	49,400	687.00	33,937,800.00
AXIS BANK LIMITED	287,500	1,151.10	330,941,250.00
BANK OF BARODA	100,000	220.09	22,009,000.00
CANARA BANK	198,000	97.64	19,332,720.00
HDFC BANK LIMITED	718,500	1,889.70	1,357,749,450.00
ICICI BANK LTD	668,400	1,388.90	928,340,760.00
IDFC FIRST BANK LTD	425,300	66.21	28,159,113.00
INDUSIND BANK LTD	77,200	818.20	63,165,040.00
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	135,400	2,103.10	284,759,740.00
PUNJAB NATIONAL BANK	261,000	91.97	24,004,170.00
UNION BANK OF INDIA	184,000	122.90	22,613,600.00
YES BANK LTD	1,840,000	20.02	36,836,800.00
BAJAJ FINSERV LTD	45,270	1,970.00	89,181,900.00
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	3,780	11,238.00	42,479,640.00
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	348,200	248.35	86,475,470.00
POWER FINANCE CORPORATION	177,600	385.90	68,535,840.00
REC LTD	159,100	384.25	61,134,175.00
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	112,900	713.60	80,565,440.00
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	27,800	1,782.20	49,545,160.00
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE	59,000	581.20	34,290,800.00

CO LTD				
PB FINTECH LTD	40,700	1,619.90	65,929,930.00	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	61,200	1,699.80	104,027,760.00	
HCL TECHNOLOGIES LTD	122,900	1,569.40	192,879,260.00	
INFOSYS LTD	426,800	1,507.60	643,443,680.00	
LTIMINDTREE LTD	9,680	4,621.60	44,737,088.00	
MPHASIS LTD	15,100	2,387.30	36,048,230.00	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	15,270	5,443.00	83,114,610.00	
TATA CONSULTANCY SVS LTD	113,500	3,440.30	390,474,050.00	
TECH MAHINDRA LTD	67,300	1,493.70	100,526,010.00	
WIPRO LTD	359,200	242.01	86,929,992.00	
ORACLE FINANCIAL SERVICES	2,440	7,993.50	19,504,140.00	
TATA ELXSI LTD	4,000	5,738.00	22,952,000.00	
INDUS TOWERS LTD	148,500	388.20	57,647,700.00	
TATA COMMUNICATIONS LTD	11,400	1,515.80	17,280,120.00	
BHARTI AIRTEL LIMITED	329,500	1,848.40	609,047,800.00	
VODAFONE IDEA LTD	2,670,000	6.70	17,889,000.00	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	585,000	299.30	175,090,500.00	
TATA POWER COMPANY LIMITED	208,000	371.00	77,168,000.00	
TORRENT POWER LTD	18,300	1,371.70	25,102,110.00	
GAIL INDIA LTD	273,000	181.60	49,576,800.00	
BAJAJ FINANCE LTD	34,960	8,641.00	302,089,360.00	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	50,200	1,513.60	75,982,720.00	
MUTHOOT FINANCE LTD	13,500	2,229.60	30,099,600.00	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	42,500	874.20	37,153,500.00	
SHRIRAM FINANCE LTD	176,500	601.45	106,155,925.00	
SUNDARAM FINANCE LTD	7,300	5,007.00	36,551,100.00	
BSE LTD	9,000	6,572.00	59,148,000.00	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	13,700	4,271.60	58,520,920.00	
ADANI POWER LIMITED	66,000	512.00	33,792,000.00	
JSW ENERGY LTD	61,400	459.85	28,234,790.00	
NHPC LTD	328,600	77.97	25,620,942.00	
NTPC LIMITED	565,000	334.75	189,133,750.00	
DIVIS LABORATORIES LTD	15,160	6,025.50	91,346,580.00	
INFO EDGE INDIA LTD	43,700	1,375.00	60,087,500.00	
DLF LIMITED	95,000	631.70	60,011,500.00	
GODREJ PROPERTIES LTD	20,000	2,000.50	40,010,000.00	
MACROTECH DEVELOPERS LTD	37,100	1,234.30	45,792,530.00	
OBEROI REALTY LTD	18,200	1,534.20	27,922,440.00	
PHOENIX MILLS LTD	21,400	1,478.90	31,648,460.00	
PRESTIGE ESTATES PROJECTS	23,600	1,281.60	30,245,760.00	
小計銘柄数：156			15,906,059,062.07 (27,358,421,586)	
組入時価比率：17.4%				18.9%

カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	14.99	959,360.00	
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	369,000	4.85	1,791,126.00	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	705,000	1.37	972,195.00	
	INDUSTRIES QATAR	192,000	12.05	2,313,600.00	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	441,000	4.35	1,918,350.00	
	DUKHAN BANK	233,000	3.55	827,150.00	
	MASRAF AL RAYAN	585,000	2.26	1,323,270.00	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	152,000	10.53	1,600,560.00	
	QATAR ISLAMIC BANK	229,000	21.59	4,944,110.00	
	QATAR NATIONAL BANK	606,000	16.86	10,217,160.00	
	OOREDOO QSC	100,000	12.51	1,251,000.00	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	59,400	15.13	898,722.00	
	BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.81	549,705.00	
	小計 銘柄数：13			29,566,308.00	
				(1,187,678,592)	
	組入時価比率：0.8%			0.8%	
エジプトポンド	EASTERN CO SAE	69,316	34.22	2,371,993.52	
	T M G HOLDING	101,000	53.60	5,413,600.00	
	小計 銘柄数：2			7,785,593.52	
				(22,448,980)	
	組入時価比率：0.0%			0.0%	
ランド	SASOL LTD	57,900	63.98	3,704,442.00	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	13,460	642.30	8,645,358.00	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	63,000	811.96	51,153,480.00	
	GOLD FIELDS LTD	114,400	407.00	46,560,800.00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	284.07	19,316,760.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	111,700	114.21	12,757,257.00	
	KUMBA IRON ORE LTD	7,600	306.00	2,325,600.00	
	BIDVEST GROUP LTD	47,000	234.67	11,029,490.00	
	NASPERS LTD-N SHS	21,530	5,085.54	109,491,676.20	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	56.90	5,348,600.00	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	334,000	27.10	9,051,400.00	
	BID CORP LTD	39,400	474.29	18,687,026.00	
	CLICKS GROUP LTD	31,000	390.46	12,104,260.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	58,400	283.28	16,543,552.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	124.85	5,343,580.00	
	ABSA GROUP LTD	107,100	165.98	17,776,458.00	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	11,550	3,420.48	39,506,544.00	
	NEDBANK GROUP LTD	56,279	250.10	14,075,377.90	
	STANDARD BANK GROUP LTD	173,800	225.34	39,164,092.00	
	FIRSTRAND LTD	620,000	72.83	45,154,600.00	
	REMGRO LTD	67,200	160.40	10,778,880.00	
	DISCOVERY LTD	68,307	206.65	14,115,641.55	

	OLD MUTUAL LTD	692,000	12.06	8,345,520.00	
	OUTSURANCE GROUP LTD	131,000	76.98	10,084,380.00	
	SANLAM LIMITED	227,000	85.23	19,347,210.00	
	MTN GROUP LTD	206,300	118.27	24,399,101.00	
	VODACOM GROUP	91,100	132.10	12,034,310.00	
	REINET INVESTMENTS SCA	20,700	477.70	9,888,390.00	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	72,900	138.58	10,102,482.00	
小計	銘柄数：29			606,836,267.65 (4,860,758,503)	
	組入時価比率：3.1%			3.4%	
UAE ディール ハム	ADNOC DRILLING COMPANY P.J.S.C.	424,000	5.25	2,226,000.00	
	MULTIPLY GROUP	391,000	2.24	875,840.00	
	AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	2.07	625,140.00	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	3.44	1,025,120.00	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	359,852	11.90	4,282,238.80	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	173,000	19.70	3,408,100.00	
	DUBAI ISLAMIC BANK	386,029	7.55	2,914,518.95	
	EMIRATES NBD PJSC	227,000	21.05	4,778,350.00	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	552,925	15.60	8,625,630.00	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	450,500	17.28	7,784,640.00	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	509,000	8.35	4,250,150.00	
	EMAAR DEVELOPMENT PJSC	146,000	13.40	1,956,400.00	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	867,000	13.35	11,574,450.00	
小計	銘柄数：13			54,326,577.75 (2,162,197,794)	
	組入時価比率：1.4%			1.5%	
クウェート ディール ナール	BOUBAYAN BANK K.S.C	237,953	0.67	161,332.13	
	GULF BANK	285,139	0.35	100,083.78	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	1,409,464	0.74	1,045,822.28	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	1,026,870	0.95	984,768.33	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.47	90,342.00	
	MABANEE CO SAKC	90,455	0.79	71,821.27	
小計	銘柄数：6			2,454,169.79 (1,172,528,700)	
	組入時価比率：0.7%			0.8%	
サウジアラビア リヤル	ADES HOLDING CO	33,800	14.72	497,536.00	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	714,940	25.00	17,873,500.00	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	29,500	96.60	2,849,700.00	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	18.12	735,672.00	
	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,400	98.70	631,680.00	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	110,600	58.70	6,492,220.00	
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	52,168	14.50	756,436.00	

	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	5.43	363,810.00	
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	30.60	884,340.00	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	175,700	51.00	8,960,700.00	
	SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	2,600	177.20	460,720.00	
	JARIR MARKETING CO	61,000	12.50	762,500.00	
	NAHDI MEDICAL CO	3,400	120.60	410,040.00	
	ALMARAI CO	63,200	52.00	3,286,400.00	
	DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	118.80	380,160.00	
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	11,600	273.00	3,166,800.00	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,000	78.30	783,000.00	
	AL RAJHI BANK	249,400	96.00	23,942,400.00	
	ALINMA BANK	157,675	28.20	4,446,435.00	
	ARAB NATIONAL BANK	104,533	21.80	2,278,819.40	
	BANK AL - JAZIRA	90,781	13.24	1,201,940.44	
	BANK ALBILAD	100,778	27.45	2,766,356.10	
	BANQUE SAUDI FRANSI	169,437	17.66	2,992,257.42	
	RIYAD BANK	198,500	29.40	5,835,900.00	
	SAUDI AWWAL BANK	124,500	34.20	4,257,900.00	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	86,250	14.82	1,278,225.00	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	383,184	35.00	13,411,440.00	
	AL RAJHI COMPANY FOR CO- OPERATIVE INSURA	4,500	120.00	540,000.00	
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	9,700	178.20	1,728,540.00	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	11,400	141.00	1,607,400.00	
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	3,800	277.80	1,055,640.00	
	ELM CO	3,300	1,037.00	3,422,100.00	
	SAUDI TELECOM CO	256,000	45.85	11,737,600.00	
	ETIHAD ETISALAT CO	44,900	60.00	2,694,000.00	
	SAUDI ELECTRICITY CO	105,000	15.04	1,579,200.00	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	177.40	975,700.00	
	ACWA POWER CO	17,721	288.00	5,103,648.00	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	5,000	152.80	764,000.00	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	83,000	20.74	1,721,420.00	
	小計 銘柄数：39			144,636,135.36	
	組入時価比率：3.6%			(5,640,809,279)	
				3.9%	
	合計			144,817,502,750	
				(144,817,502,750)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年5月12日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	8,253,100	37,708,413.90	
	小計	銘柄数：1	8,253,100	37,708,413.90	
		組入時価比率：3.5%		(5,503,920,092)	97.7%
	合計			5,503,920,092	(5,503,920,092)
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	7,984,570.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	131,990	9,302,655.20	
		銘柄数：2	450,990	17,287,225.20	
		組入時価比率：0.1%		(129,854,720)	2.3%
	合計			129,854,720	(129,854,720)
合計				5,633,774,812	(5,633,774,812)

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 5月12日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	6,275,485,248	—	6,439,849,344	164,364,096
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	801,885,570	—	809,652,730	7,767,160
米ドル	765,894,525	—	773,497,810	7,603,285
リングギ	20,297,413	—	20,361,720	64,307
フィリピンペソ	15,693,632	—	15,793,200	99,568
売建	35,991,045	—	36,021,626	△30,581
米ドル	35,991,045	—	36,021,626	△30,581
合計	—	—	—	172,100,675

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）

2025年5月30日現在

I 資産総額	97,832,039,099円
II 負債総額	235,473,837円
III 純資産総額（I－II）	97,596,565,262円
IV 発行済口数	46,935,257,660口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.0794円

（参考）新興国株式マザーファンド

2025年5月30日現在

I 資産総額	161,863,155,571円
II 負債総額	880,563,304円
III 純資産総額（I－II）	160,982,592,267円
IV 発行済口数	76,109,246,627口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1152円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設け

ることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

単位型株式投資信託	137	581,121
追加型公社債投資信託	14	6,542,499
単位型公社債投資信託	386	648,262
合計	1,449	63,901,011

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		7,405	8,177
金銭の信託		44,745	46,810
前払金		7	12
前払費用		852	1,019
未収入金		1,023	666
未収委託者報酬		31,788	34,911
未収運用受託報酬		5,989	7,066
短期貸付金		757	2,242
その他		169	195
貸倒引当金		△18	△21
流動資産計		92,719	101,080
固定資産			
有形固定資産		945	881
建物	※ 2	595	589
器具備品	※ 2	350	292
無形固定資産		5,658	6,889
ソフトウェア		5,658	6,888
その他		0	0
投資その他の資産		17,314	14,923
投資有価証券		1,813	2,164
関係会社株式		9,535	6,584
長期差入保証金		519	521

長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)		
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※ 1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	

営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	※ 2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の 取崩						△24,606	24,606	-	-
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積りを行いました。この見積りの変更による増加額308百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた47百万円は、「投資事業組合運用損」28百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
------------------------	------------------------

※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214百万円 器具備品 733 合計 1,948	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528百万円 器具備品 792 合計 2,320

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31	※ 2. 固定資産除却損 建物 0百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 55,782百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 10,830円

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 28,174百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,470円

基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7,400円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-

金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり

ます。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１．売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

当事業年度（自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	△1,848	評価性引当額	△1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109	資産除去債務に対応する除去費用	△144
関係会社株式評価益	△85	関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△146	その他有価証券評価差額金	△145
前払年金費用	△581	前払年金費用	△760
繰延税金負債合計	△922	繰延税金負債合計	△1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%	その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。
これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。
この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
期首残高		1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
見積もりの変更による増加		-	308
期末残高		1,123	1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

〔会計上の見積りの変更に関する注記〕 (1) に記載の通りであります。

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬（注）	2,071百万円

その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬（注）	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済 (*1)	128,100		
							借入金利息 (*1)	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・リンク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済 (*1)	3,081		
							貸付金利息 (*1)	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入（*1）	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済（*1）	185,200		
							借入金利息（*1）	210	未払利息	3

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付（*1）	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済（*1）	5,368		
							貸付金利息（*1）	93	未収利息	23

子会社	ノムラ・ア セット・マネ ジメント U．S． A．インク	ニ ュ ー ヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	—	有償減資 (*2)	4,475	—	—
-----	--	--------------	--------------------	-------	--------	---	--------------	-------	---	---

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*3)	40,328	未払 手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) ノムラ・アセット・マネジメント U．S．A．インクが行った有償減資の金額を記載しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	11,677円62銭	1株当たり純資産額	13,603円86銭
1株当たり当期純利益	5,471円85銭	1株当たり当期純利益	7,398円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	28,183百万円	損益計算書上の当期純利益	38,105百万円
普通株式に係る当期純利益	28,183百万円	普通株式に係る当期純利益	38,105百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 2025年5月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000百万円	
株式会社伊予銀行	20,948百万円	
株式会社愛媛銀行	21,367百万円	
株式会社十六銀行	36,839百万円	
株式会社中国銀行	15,149百万円	
株式会社東邦銀行	23,519百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社北陸銀行	140,409百万円	
株式会社北國銀行	26,673百万円	
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社山梨中央銀行	15,400百万円	
株式会社横浜銀行	215,628百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	
第一生命保険株式会社	60,000百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	100,005百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	

* 2025年5月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(2025年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (6) 目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月8日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）の2024年5月11日から2025年5月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）の2025年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。